

補助金制度が
リニューアル!

文化芸術で 宮津のまちを 盛り上げよう!

令和8年度 宮津市文化芸術まちづくり 事業補助金

広く地域内外の人の交流を生み出し、
まちの魅力創出や地域の活性化など
「人とまちの元気づくり」につながる
文化芸術活動を応援します!

対象ジャンルは

芸術文化一般

音楽・美術

写真・演劇・歌唱・伝統芸能など

(音楽祭、展覧会、演劇、ダンス、コンサートなど)

補助金のほかに **こんなこともお手伝い!**

チラシ・ポスター
等の掲示

市公式ホームページ・
SNS等での発信

申請
受付

随時

※ただし令和8年3月31日
までに事業完了すること

助成
件数

10 件程度

※予算の範囲内となります。
お早めに申請ください。

助成
上限額

1事業
上限 5 万円

※補助対象経費の10分の10

その他、補助の対象となる
経費など詳しくは、裏面をご覧
ください!



詳しくはこちら▶

お問い合わせ

宮津市 企画財政部 企画課 文化スポーツ振興係

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1 (市役所本館3階)

TEL : 0772-45-1718 FAX : 0772-25-1691 E-mail : k-tyousei@city.miyazu.kyoto.jp

Q：文化芸術活動活性化事業補助金と何が変わったの？

音楽、美術その他の文化芸術活動の教室等の**成果発表を主な目的とする事業**や**対象者が主に関係者等に限定される事業**（観客や参加者が特定の**団体や家族などが主なもの**）は、**対象外**になります。

（これまでは、市民の文化芸術活動の活性化を図るため、市民の皆さんの文化芸術活動の発表などをご支援してきましたが、令和8年度からは、新たに**文化芸術によるまちづくり、人とまちの元気づくり**を進めていくため、**広く一般に公開**され人の交流を生み出し、**まちの魅力創出や地域活性化に貢献**する事業をご支援します。）

◆宮津市文化芸術まちづくり事業補助金の制度概要◆

| | |
|--------|--|
| 補助対象事業 | 以下のいずれにも当てはまる、宮津市内で実施される文化芸術事業 ①幅広く一般の人の参加が見込まれる事業 ②本市の文化芸術の振興や裾野の拡大に貢献する事業 ③文化芸術によるまちの魅力創出や地域活性化に貢献する事業 ※以下に当てはまる事業は対象となりません ①営利を主たる目的とする事業（例：一般の興行系イベントなど） ②特定の政治、宗教活動または企業の宣伝、広報を主な目的とする事業 ③各地域で開催される祭事 ④音楽、美術その他の文化芸術活動の教室等の成果発表を主な目的とする事業 または対象者が主に関係者等に限定される事業（例：ピアノ教室の発表会など） ⑤その他、市長が適当でないとする事業 |
| 補助対象者 | 上記の補助対象事業を自ら企画し主催する個人または団体 （※市内、市外は問いません） |
| 補助対象期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ただし申請以前の経費は対象となりません。また3月末までに事業（支払いまで）完了すること。 |
| 補助金額 | 上限5万円（補助対象経費の10分の10） |
| 補助対象経費 | ◎事業の実施に係る会場使用料等 ◎事業の実施に係る宣伝広告等に要する費用 ◎その他事業の実施に必要な経費で、市長が特に必要と認める経費 ※以下の経費は対象となりません ①食糧費（飲食物に係る経費） ②申請者（申請団体の構成員を含む）の人件費 ③賞金、賞品、花束、記念品など出演者または参加者への配布物に係る経費 ④その他、補助対象経費として不適当と認められる経費 |
| 交付の条件 | ①多くの人が親しめる文化芸術活動を支援するため、チラシ配布等、広く周知を行うこと。 ②同一の補助対象者につき年1回、1事業までとする。構成員の半数以上が同一の場合は、団体名が異なる場合でも同一の補助対象者とみなす。 |

補助金交付までの流れ

